

衆議院第十回議案
厚生委員會會議錄第三十三號

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)
午後一時五十四分開議

出席委員

委員長	松永	佛骨君	
理事青柳	一郎君	理事高橋	等君
理事丸山	直友君	理事亘	
理事福田	昌子君		

五月三十一日
理事亘四郎君の補欠として高橋等君
が理事に当選した。

○松永委員長　ただいまより会議を開きます。

○松永委員長　御異議がなければ、高橋等君を理事に指名いたします。

○松永委員長 次に理容師法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を続けたいと存じますが、本案についての御質疑はございませんか。

学校の設備その他がだん／＼と充実して来ることが考えられますので、その際は試験制度はもちろん廃止の方向に行くべきものであるとわれ／＼も考へております。

理容、美容の内容は、私はいささか異なる点があるのではないかと思うのをごいいます。従来の弊害について具体的にいろいろ伺えなかつたのでございますが、私も聞くところで、一、二特別の場合はそういう例もあつたかもしれませんが、しかし少くとも試験制度でなかつたかゆさういふことがあつたというふうな解釈は当たらないのではないかと思うのをごいいます。ことに理容あるいは美容という面から、あるいは職業の内容、あるいはその他の理容、美容を選ばれる方々の立場に立つて考えましたときに、ここにまた一つの試験制度というものを新たに設

によつて、そういう不備な面は十分に補つて行けるのではないかと思ふのでございませう。それが一片の試験ということによつて補われるというところは、どうも私としては納得できない点でございませう。むしろ理容、美容というその内容については、試験制度というものを設けるということが、どうも私は妥当ではないというふうな考え方を持つ一方でございます。

なお既得権者についても、二十八年六月三十日まででは従来通り認めると附則にたしかにございませうが、しかし理容、美容というものが、二十八年六月で職を転換しようとなさる方はおそれないもので、これはおそらく終生の問題だと思ひます。そうなつて参りますと、二十八年六月三十日までという一つの——これからあとの二年はございませうけれども、しかしやは昭和二十八年六月三十日という一つの恐怖と申しましては少し言葉が過ぎるかと思ひますが、そういう一つの不安な状態の中にあつて、ことに美容師、理容師の既得権者の中には相当の年輩の方もおいでになると思ひます。そういう方たちがこれから試験制度になるという一つの問題について、これは既得権者として大きな精神的なものを受けるものがあるのではないかと思ひますし、この点をもう少し検討していただきたいと思ひます。

○高橋(等)委員 第一点の学校を充実した方がいいではないか、これは私も御同感でございませう。その充実ができません間、試験をやつたらどうか、こういうわけがあります。それで学校の経営者はこの試験制度を非常にきらいなす。きらいなのは、自分の学校がそれに

よつて資格づけられるといひますか、自分の学校を出た人が試験がうからなかつた場合には困るわけでありませう。評判が悪くなるということもあるでしよう。それだけではもちろんないと思ひます。そういうようなことで、結局この試験制度をすることによつて、副作用としても、学校の内容が早く充実するという副作用も起るのではないかと考えております。要するに学校の内容をよくすることが理想でありまして、そのあげくは、この試験制度は当然廃止の方向に持つて行くべきものと思ひます。現在の段階におきましては、どうしても必要である、こういう見解であります。

なおこの既得権者の問題で何か誤解があるのじやないかと思ひます。受けた者は、一生理容師、美容師としての資格を持つてございませう。この附則で定めておられますのは、新たに理容師、美容師になる人につきましては、昭和二十八年までは旧法を適用いたしますという規定をしております。それだけです。その点は御心配ないと思ひます。

○松谷委員 後半の質問、これは私の感でございまして、その点は改めさせていただきます。結局副作用としてそういうことも起るであろうという点を申し上げたのであります。そういう点は軽くおとりを願ひたいのであります。なおその他の点につきましては、私は現在の段階におきましては理容師であり、美容師である知識技能を持つた人としなければいけない段階にまだあるのだという考え方はわかりません。

す。むしろその試験を受けなければならぬ、その期間だけの人たちの犠牲によつて、その学校の制度を完備させるとか、あるいはこれから何年間に制度が充実して来る、学校が充実して来るまでの間の人たちの、いわば一つの試験台にして申しませうか、犠牲にしておいて、一時だけ施設を充実させるために、試験制度をむしろ逆用するといふことは、これは私どもも本筋からいって納得ができませんのでございませう。それならば何も試験制度をとらないでも、他に学校教育課程を充実させる方法はいくらでもあるのではないかとと思ひます。ことに今現在不完全である以上に、過去においても不完全であつた、そういう者たちの既得権を、この既得権者について相当認めるということとはいへんけつこうなことでございませうが、しかし現段階のものだけが切られて行く、特別な扱いを受けて行くという、そういう一つの法案の立て方というものの、一つの政策の立て方というものに私は疑念を持たざるを得ないでございませう。

○高橋(等)委員 決して試験制度をすることによつて学校を充実さす手段にすることという御説明を申し上げたものではございません。結局副作用としてそういうことも起るであろうという点を申し上げたのであります。そういう点は軽くおとりを願ひたいのであります。なおその他の点につきましては、私は現在の段階におきましては理容師であり、美容師である知識技能を持つた人としなければいけない段階にまだあるのだという考え方はわかりません。

○松谷委員 厚生省の方が御出席のようでございますので、厚生省側の方の御意見を伺ひさせていただきます。思ひますが、今日のいろいろなものに試験制度というものが相当重要視されて参つてはいるかと思ひます。当局が考えられて、理容あるいは美容というものの内容も、今論じられておりますような、あるいはこの法案に盛り込まれておりますような一つの試験制度というものを、理容あるいは美容の内容の向上、発展の大きな一つの効果、あるいは試験制度をとらなければ理容、美容というものの完全なる一つの実施というものはあり得ないかと考えておいて、なるかどうか。その点当局のお考えを伺ひさせていただきます。

○山口(正)政府委員 理容師養成施設につきましては厚生大臣が指定いたしましたので、一応厚生省にいたしまして規制を設けて、それによつて規制をいたしておるのであります。現在の実情はまだ玉石混濁という面も見えるのであります。これらの点につきましては昨日もお答え申し上げたのでございませうが、私どももいたしましては、得る限り施設の指導をいたしまして、その向上をはかつていこうのであります。今後といへどもあの養成施設の内容の向上につきましては十分努力して行くつもりでございませう。さらにその養成施設を出た者に対して試験をする必要があるかどうかという点にいろいろ御懸念があるようでございませうが、私どももいたしまして、理容師、美容師の方々の資質を向上させて行くという点にかなりあつて、公衆衛生の立場から一応試験をしていただいた方が望ましいのではないかと、そういうふう

に考えております。また試験の内容も特に公衆衛生に關係いたしました学科、それから公衆衛生上必要と思われる実地について試験をするというふうな建前で行くべきである、そういうふうな考えております。

○松谷委員 特に先ほど来の高橋先生の御説明もあるいはまたたいたいの局長の御説明も、やはり学校課程に異議不滿のものがある、不完全なものがあるといふことでございませうが、今局長が言われた通り、その学校の指定はやはり厚生大臣がなすつておられるのでございませう。その学校の課程に不満足なものがある場合には、これはやはり認可をなさり、あるいは指定をなさる場合の厚生大臣の責任になつて来るものじやないかとさへ私は考えられますのでございませう。そういう点を別にしまして、先ほどからも繰返すこととございませうが、その不完全さを試験によつて補うというこの行き方というものの、ただいまの局長の御説明をいただきたましても、やはりどうもそれだけで納得して、それじや試験制度でなければよくはないという結論は私には出て参りませんので、その点はなお私も今後も研究をいたしたいと思ひます。これはいろいろ御質問申し上げてもやはり高橋先生のお考えになられるところと、私の考えております理容、美容の内容とを比較する、あるいは行き方というもので、質問は一応打ち切りますが、その点についても少し理容、美容といふものの、業種内容からいへば、考えていただいて、はたして試験制度をとるといふことが将来の人たちに狭き門になるのではないかと、というこ

とをもう少し私も検討した上で、一応の法案をつくり上げたものだとは希望いたします。なおできますならば御提案者でいらつしやる高橋先生初め諸先生方にもう一度この点をお考えいただきたいと思ひます。

○松永委員長 他に本案についての御質疑はありませんか。——なければお諮りいたします。本案についての質疑はすでに終了しておると存じますが、質疑を終局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、本案の質疑は終局いたしました。

次にただいま委員長のもとに本案に関する修正案が山村委員より提出されております。本修正案について提案の説明を求めます。山村委員。

○山村委員 私はこの理容師法の一部を改正する法律案に対して修正の動議を提出したいと思ひます。それはこの案文の第十四条の三を削ることとあります。第十四条の三は「都道府県は、都道府県知事の諮問に依りて理容及び美容に関する重要事項を調査審議させるため、審議会を置くことができる。」とあるものでありますが、今日までの各審議会の実績にかんがみましてこれを削除する方が妥当であると考へまして、この十四条の三の全文を削除せんとするものでございます。

○松永委員長 ただいまの修正案についての御質疑はありませんか。——なければこれより理容師法の一部を改正する法律案並びに同修正案を一括して討論に付します。松谷委員。

○松谷委員 ただいま上程されております理容師法の一部を改正する法律案

並びに理容師法の一部を改正する法律案に対する山村委員から御提出になられた修正案について、私はこの提案されている修正案については同感でございますが、なお修正案としては不完全なものであるという意見を持つものでございます。先ほど来質疑をさせていたいただきましたように、理容師あるいは美容師という資格の決定をいたします場合に、本修正案に盛り込まれておりますような試験制度をもつてその一つの基準を決定するという方向、しかもその試験制度をとられたその理由が、本質的なものではなくして、むしろ理容師あるいは美容師養成所というものが非常に現在不完全であるというような点に重きが置かれて、その施設が充実するまでの間一時的な試験制度を設けられるというような試験制度の設け方について、私は根本的に反対の考え方を持つものでございます。この点について私としては、その試験制度を削除することを修正案の中にいまい簡潔に設けたいところでございますので、ただいま山村委員から提出された修正の部分は賛成でございますが、残りの部分について反対をいたしますのでございます。

○松永委員長 堤委員。

○堤委員 私はただいま高橋委員が御提出になりましたところの修正案に対して、社会党を代表いたしまして賛成をいたします。

それ以外の条項についてでございますが、第二条中のいゝゆる「更に都道府県知事が行う理容師試験に合格したもの」という、この問題は、昨日来質疑応答の中においても非常に問題になつておりましたが、やはりこれはた

だいま松谷委員がおつしやいましたように、厚生大臣が指定するところの養成施設を出ておながら、そしてさらにインターンをやりながら、なおかつ試験を受けなければ一人前にならないというところに、私は零細な庶民階級の中から職を求めて立ち上る人たちのために、狭き門をつくるものであるということを言わざるを得ないのでございます。ことにこの試験というものを、実際に考えてみます場合に、この試験官がいかなる構成をもつてなされるかというように、やはりそこに特定の人が入り込んで、官吏と結託して、なおここに特定の人が幅をきかすというような場合ができるのではないかと

思ふのであります。純官吏の方々だけによつて、公平に試験が行われたならば、これはけつこうでございますけれども、そういうのでなしに、私はさらに業界の中から特に長い間の指導的立場にあつた人たちが実力を持つた人たちがこの入り込みまして、そうしてここにたんともない事情を来すのではないかという懸念を持つものでございます。こういう点を勘案いたしましたときに、第二条中の都道府県が行うところの知事の試験というものを対しては、徹底的に私は反対の意見を持つものでございます。但しこの法案全体を見ますれば、理容師が理容師になり、社会的地位を保つて行きます上にも、非常に好感を與えますし、さらに届出の問題にいたしましても、許可制でなくして十五日前に届け出れば開業できるとか、それからインターンの場所にいたしましても、厚生大臣が指

定するところのものでなくともどこでもできるとか、いろいろの便宜を與えておりますし、なおかつこの修正によつて、第十四条の三が削られますことによつて、審議会も置かないということにきまりまして、なおまた理容師と美容師の間に微妙なききつた原因をつくつておりましたところのこの組合につきましても、おの／＼が組合をつくつておの／＼が連合会を組織することができるといふようないろ／＼改善の点もございまして、私はこの第二条に對するところの強い反対意見並びにこれにあわせて希望を申し述べまして、賛成いたしておきたいと存じます。

○松永委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより理容師法の一部を改正する法律案の採決をいたします。まず山村委員より提案の、本案の修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○松永委員長 起立議員。よつて本修正案は可決されました。

次にただいま可決いたしました修正部分を除く残りの原案につきまして、原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○松永委員長 起立多数。よつて本部分分は原案の通り可決され、本案は修正議決いたされました。

なお本案の議長に提出する報告書の作成に關しましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますから、右御了承を願ひます。

とし、本日はこれにて散會いたします。

午後二時二十九分散會

〔參照〕

理容師法の一部を改正する法律案（高橋等君外十一名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月九日印刷

昭和二十六年六月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所